

確定申告の申告受付についてお知らせ

■申告受付方法について

原則として申告会場で申告書作成を行います。会場の混雑を避けるため、申告書作成に時間を要すると見込まれる申告については、関係書類を一旦お預かりさせていただく場合があります。後日、申告書完成後に関係書類と申告書控えをお返しします。

■所得税の還付申告を行う方へ

所得税の還付申告は、確定申告期限(3月17日)に関わらず、申告対象となる年の翌年1月1日から5年間申告することが可能です。(令和6年分の場合、令和11年12月31日まで申告が可能です)

■医療費控除を申告する方へ

医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

「医療費控除の明細書」は、「医療費通知(医療費のお知らせ)」や「医療費の領収書」をもとに作成します。

※申告会場では、可能な限り「医療費通知(医療費のお知らせ)」の提示をお願いします。

※「医療費の領収書」で申告する場合は、個人ごとに集計してご持参ください。

※事前に「医療費控除の明細書」を作成される場合は、用紙を税務課窓口でお渡しします。

また、国税庁ホームページからダウンロードすることも出来ます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>)

■ 営業等所得・農業所得・不動産所得を申告する方へ

申告受付時間を短縮するため、出来る限り収入金額と経費を整理してご持参ください。
農業所得を申告する方は、町が送付している「農業所得 兼 収支内訳計算表」を記入してご持参ください。どの項目に該当するか分からない場合は「雑費」への記入で結構です。

■ふるさと納税のワンストップ特例申請を行った方へ

ワンストップ特例申請を行った方が、所得税の確定申告を行う必要が発生した場合は、特例申請した寄附金を含めて、全ての寄附金について申告する必要があります。

特例申請した寄附金を申告しなかった場合、控除が適用されませんのでご注意ください。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

消費生活研修会開催のお知らせ

複雑な消費者トラブルを未然に防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを目指して、町では、町民の方を対象に消費生活研修会を開催します。ぜひご参加ください。

■テ ー マ 「高齢者に多い消費者トラブル事例＆被害を防ぐためには…」
※多様化する消費者被害の未然防止のため、近年増加傾向にある
消費者トラブル事例と、その対策方法について学びます。

■講 師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 田中 美由紀 氏
■日 時 2月19日(水)13:30～15:00 ※時間は多少前後する場合があります。

■場 所 上毛町役場 2階 大会議室

■定 員 50名 ※先着順

■申込方法 電話予約 ※2月10日(月)まで

●申し込み・問い合わせ先 企画開発課 開発交流係 TEL 72-3112(内線127)



▲昨年度のようす

確定申告（住民税申告・国民健康保険税申告）の受付日程

休日申告受付日を3月2日(日)に設けております。勤務などで平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。

※休日申告受付日は混雑することが予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

※2月21日(金)午後は会場移動日となりますので、申告受付は出来ません。

受 付 日	8:30～11:30	13:00～16:00	受付会場
2月17日(月)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	大平支所 (研修室)
18日(火)	東 上(1区・2区)	東 上(3区・4区)	
19日(水)	東下西	東下東	
20日(木)	土佐井	下田井・新谷	
21日(金)	申告未済の方(友枝地区対象)	会場移動(受付はありません)	
25日(火)	原 井・有 野	百 留・上唐原(梶屋・薬丸)	上毛町役場 (2階 大会議室)
26日(水)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(木)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(金)	下唐原西2区	申告未済の方(唐原地区対象)	
3月 2日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		
3日(月)	矢 方・緒 方	成恒下	
4日(火)	成恒上	安雲西	
5日(水)	安雲東	尻高下ノ上・下ノ下	
6日(木)	尻高上・中	大ノ瀬	
7日(金)	ハツ並	申告未済の方(西吉富地区対象)	
10日(月)	中 村	吉 岡	
11日(火)	宇野松本	宇野西区	
12日(水)	宇野東区	宇野垂水	
13日(木)	垂水上区	垂水中区	
14日(金)	垂水下区	申告未済の方(南吉富地区対象)	
17日(月)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

令和6年分公的年金等の源泉徴収票の発送について

日本年金機構は、令和6年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『令和6年分公的年金等の源泉徴収票』を、令和7年1月8日以降、順次発送しています。

対象となるのは、令和6年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとった方で、日本年金機構に登録している住所に郵送されます。

源泉徴収票の再交付を希望する方は、ねんきんダイヤル(TEL0570-05-1165)で随時、受け付けていますので、基礎年金番号を準備のうえ連絡してください。

なお、ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合は、全国どこからでも市内通話料金で利用できますが、一般の固定電話以外（携帯電話など）からかける場合は、通常の通話料金がかかりますので、ご注意ください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873